

学事第54-1号  
令和2年4月13日

各私立専修学校・各種学校設置者様

埼玉県知事 大野 元裕（公印省略）

埼玉県における緊急事態措置（第2弾）に伴う臨時休業の要請について（通知）

本県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）に基づく国の緊急事態宣言を受け、令和2年4月10日付けで、令和2年5月6日（水）まで埼玉県全域に対して緊急事態措置（第2弾）を追加実施しています。

この中で、施設を管理する事業者又は当該施設を使用するイベント主催者の皆様に対し、施設の使用停止もしくはイベントの開催停止の協力を要請することとしました。

については、施設の延べ床面積が1,000平方メートルを超える、専門課程又は一般課程を置く専修学校及び各種学校におかれましては、本県における徹底した感染拡大防止対策を図るため、令和2年5月6日まで臨時休業にするなど、必要な措置について協力の要請をいたします。

また、上記以外の、高等課程を置く専修学校、各種学校のうち幼稚園・小・中・高等学校の課程に類する課程を置く学校及び延べ床面積が1,000平方メートル以下の専門課程又は一般課程を置く専修学校及び各種学校におかれましては、令和2年4月7日付け学事第39-1号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う私立学校等の臨時休業の措置について（通知）」に基づき、引き続き必要な措置を講じるようお願いいたします。

<参考>

埼玉県における緊急事態措置(第2弾)の追加実施について

[https://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/covid19/saitamaken\\_kinkyujitaisochi0407.html](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/covid19/saitamaken_kinkyujitaisochi0407.html)

総務部学事課  
専修・各種学校担当  
電話 048-830-2562